

どうする重層 後方支援 ニュース

▶ 東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業

『重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査』結果の概要

発行



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

(地域福祉部 地域福祉担当)

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7186 FAX 03(3268)7222
E-mail:chiiki_07@tcsw.tvac.or.jp

実施のあらまし

『重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査』の実施のあらまし

- ◆調査目的 東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業の一環として、毎年東京都が各区市町村に対して実施している「区市町村地域福祉計画の策定等に関する状況等調査」と合わせ、包括的支援体制の構築に係る手法と展開、重層事業の検討状況等の把握を目的に本調査を実施した。
- ◆調査名称 重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査
- ◆調査対象 (自治体)
 - ・令和6年度に重層事業を実施している区市《23地区》
 - ・令和6年度に重層事業移行準備事業を実施している区市《7地区》
 - ・重層事業を実施していない区市町村《32地区》(社会福祉協議会)
 - ・令和6年度に重層事業を実施している自治体の区市社協《23地区》
 - ・令和6年度に重層事業移行準備事業を実施している自治体の区市社協《7地区》
- ◆調査期間 令和6年6月14日～7月17日(34日間)
- ◆調査方法 電子メールでの調査票の送付・回収にて実施
- ◆回答結果 自治体(62/62地区)、社協(30/30地区) 回収率:100%

重層的支援体制整備事業 都内実施自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、2自治体。
世田谷区、八王子市

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、7自治体。
墨田区、世田谷区、中野区、八王子市、立川市、狛江市、
西東京市 ※□は令和4年度からの実施

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

東京都内は、12自治体。
墨田区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、
豊島区、八王子市、立川市、調布市、国分寺市、
狛江市、西東京市
※□は令和5年度からの実施

令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施地区

東京都内は、16自治体
中央区、文京区、品川区、目黒区、杉並区、練馬区、葛飾区、
江戸川区、三鷹市、青梅市、町田市、小金井市、小平市、
国立市、福生市、多摩市
※□は令和5年度からの実施、下線は令和3年度からの実施地区(3年目)

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施地区

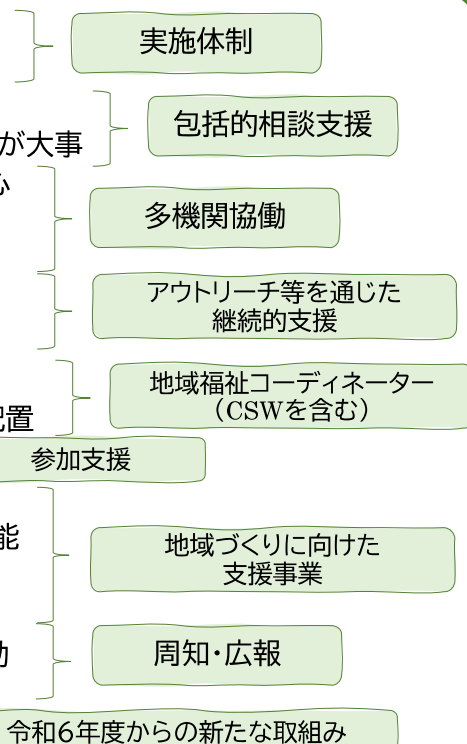
東京都内は、23自治体。
中央区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、
杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、
八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、小平市、国分寺
市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
※□は令和6年度からの実施

令和6年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施地区

東京都内は、7自治体
文京区、品川区、練馬区、足立区、町田市、
福生市、羽村市
※□は令和6年度からの実施、下線は令和4年度からの実施地区(3年目)

結果の概要 インデックス

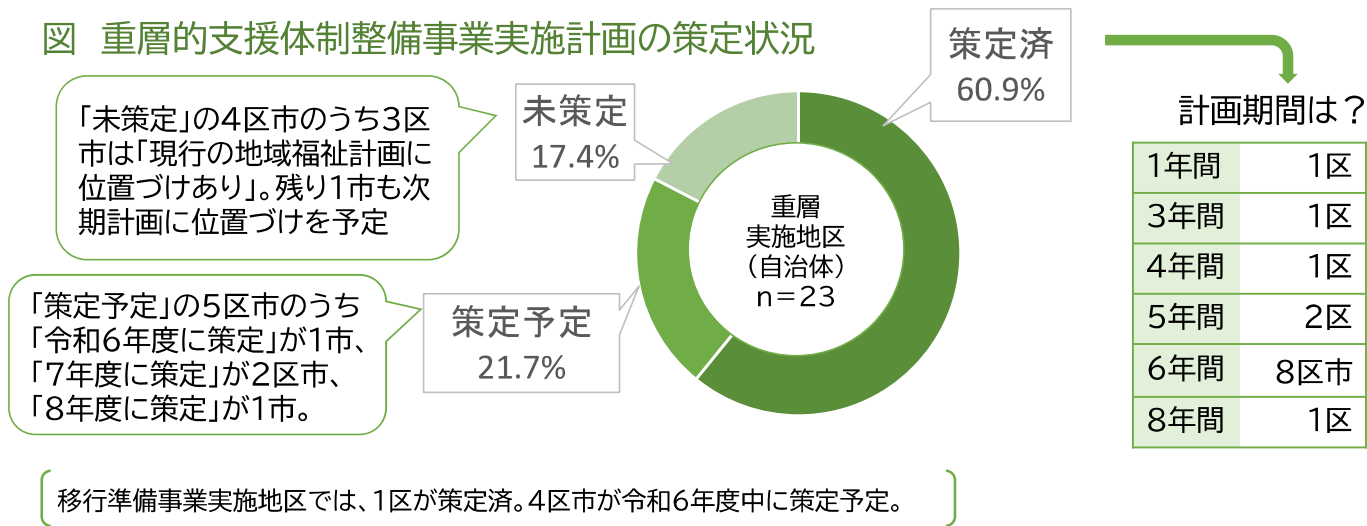
- ①『重層的支援体制整備事業実施計画』は6割が策定
- ②庁内連携では、福祉部門以外の部局や庁外の関係者も参加
- ③『総合相談窓口を設置しない』が4割
- ④「断らない相談」には、研修や連絡会を通じてお互いの機能を知ることが大事
- ⑤多機関協働事業は、委託の場合も庁内調整や支援会議は自治体を中心
- ⑥令和5年度の実施地区全てに『支援会議』で検討したケースがある
- ⑦『重層的支援会議』では、本人を主体とした関係づくりを重視
- ⑧地域福祉コーディネーターの圏域への支援にアウトリーチ事業を活用
- ⑨早期発見から関係づくり、つなぎ、継続まで4つのアウトリーチがある
- ⑩地域福祉コーディネーターの配置財源として「新たな機能」を活用
- ⑪実施地区の半数以上で複数の地域福祉コーディネーターを各圏域に配置
- ⑫支援対象者本人と世帯のニーズをとらえた参加支援
- ⑬新たな資源開発や予防に向けた具体的な取組みの展開
- ⑭多世代・多機能型の活動拠点は、相談から居場所まで多岐にわたる機能
- ⑮身近な圏域にある多世代・多機能型の工夫を凝らした拠点と居場所
- ⑯社会福祉法人による地域公益活動の関わりはまだ半数程度
- ⑰庁内や関係機関には研修や会議の場で説明。研修では事例検討が有効
- ⑱市民向けには、相談窓口や地域共生社会の意義を伝えていく
- ⑲令和6年度から新たに取り組んでいること



『重層的支援体制整備事業実施計画』は6割が策定

- * 策定が努力義務とされている『重層的支援体制整備事業実施計画』は、実施地区の6割で策定されている。
- * 策定していない場合でも『地域福祉計画』に位置づけるか、位置づけが予定されている。
- * 実施計画の計画期間は、あえて「1年間」として単年度ごとに実施状況を評価する取組みもみられる。

図 重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

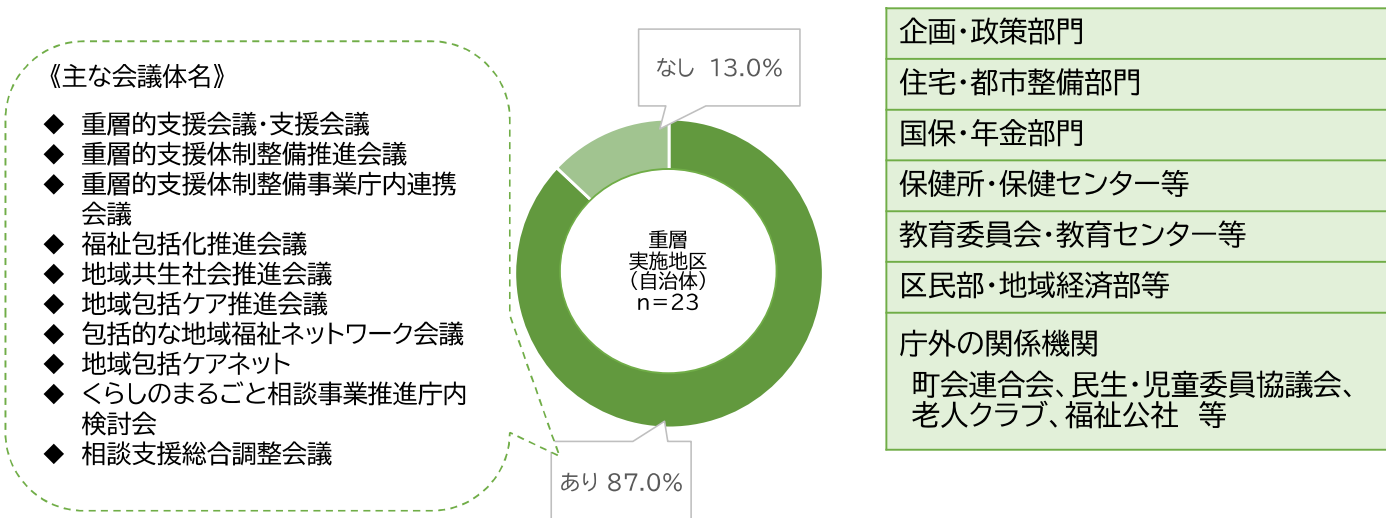


庁内連携の推進組織には、福祉部門以外の部局や庁外の関係機関も参加

- * 多くの実施地区で、庁内連携を推進するための合議体を設置している。
- * その合議体には、福祉関連部署に加えて福祉部門以外の担当者や庁外の関係者が参加している。

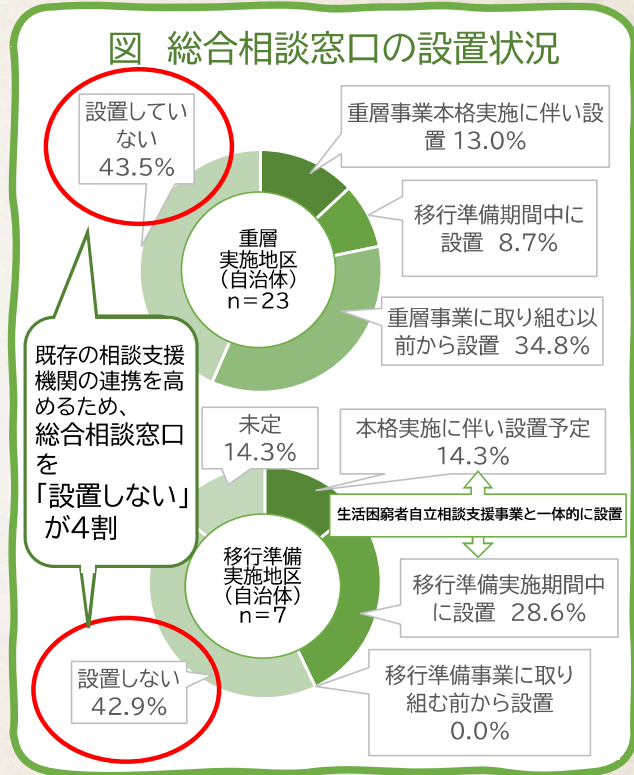
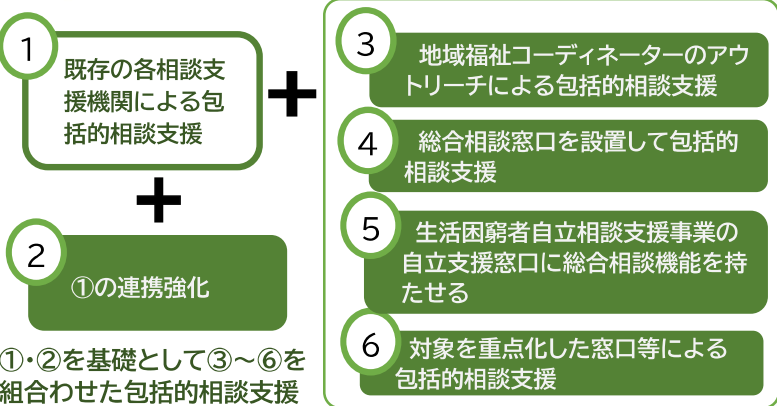
図 庁内連携を推進するための合議体

《福祉部門以外の主な構成メンバー》



『総合相談窓口を設置しない』が4割

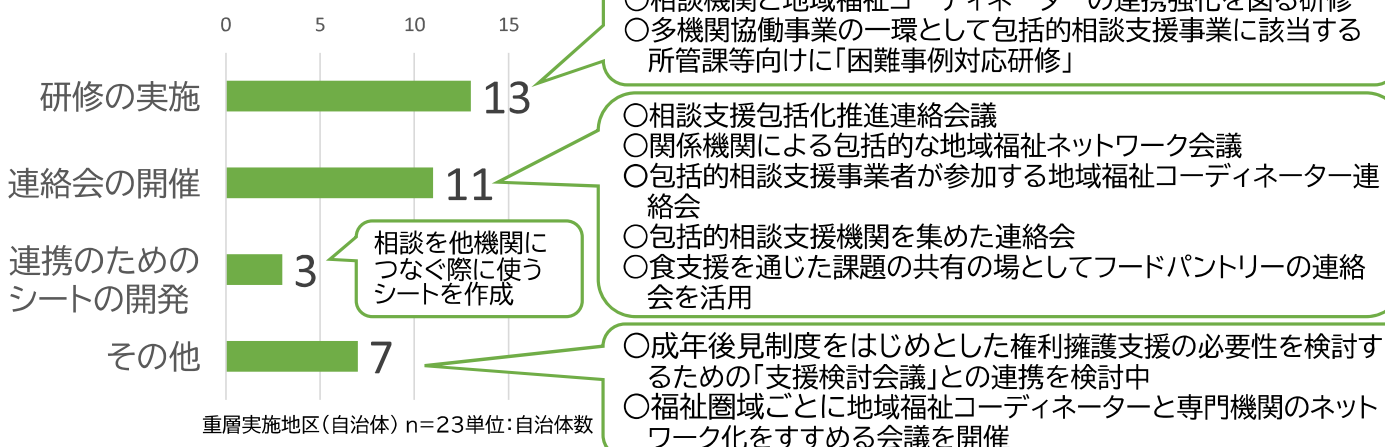
- * 既存の相談支援機関同士の連携強化と、地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる相談支援、総合相談窓口などの組み合わせにより、包括的相談支援の体制が作られている(下図①~⑥)。
- * 総合相談窓口は設置するものの週1回とし、地域へのアウトリーチと組み合わせている例もある。
- * 移行準備事業実施地区では、生活困窮者自立相談支援事業の窓口で総合相談機能を持たせる傾向がみられ、地域共生社会モデル事業(旧モデル事業)からの変化もうかがえる。



「断らない相談」には、研修や連絡会を通じてお互いの機能を知ることが大事

- * 複合的課題に対応する「研修」を実施したり、相談支援機関による「連絡会」を開催してお互いの機能を理解することで相談対応力の強化に努めている。
- * 分野別に専門性の高い「相談機関」と「地域福祉コーディネーター」による相談が連携することで、互いの強みを活かすことができる。
- * 受け止めた相談を多機関協働につなぐため、共通のシートを開発する自治体もある。
- * 権利擁護支援の必要性を検討する「支援検討会議」等との連携も大切になっている。

図 既存の相談支援機関の機能強化



多機関協働事業は、委託の場合も庁内調整や支援会議の開催は自治体が中心

- *「全て直営」「一部委託」「全て委託」と自治体ごとにそれぞれだが、庁内調整や支援会議の開催は自治体が中心で担う必要があり、自治体と委託先との連携が必要。
- *「一部委託」の内容は、「支援プランの作成」などとなっている。
- *「相談支援包括化推進員」の配置は、自治体直営での配置に限らず、委託先において専任で配置(3区市)したり、地域福祉コーディネーターと兼務で配置(4市)する自治体が見られる。

図 多機関協働事業の実施体制

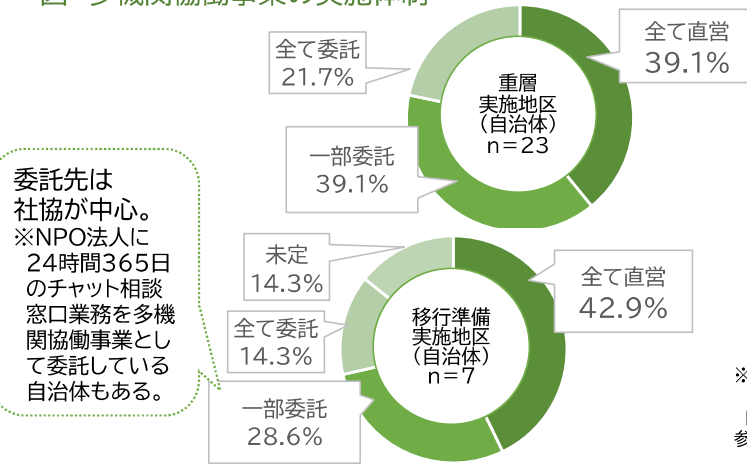
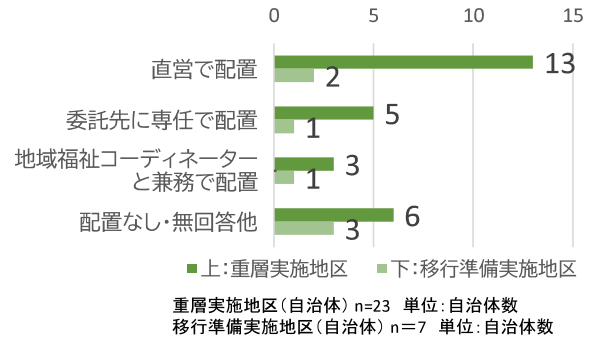


図 相談支援包括化推進員※の配置

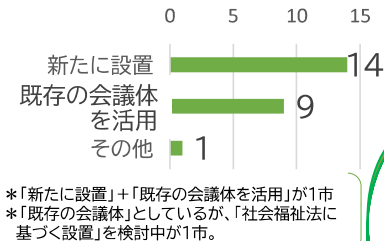


※厚生労働省の地域共生社会モデル事業(旧モデル事業)で位置づけのあった「相談支援包括化推進員」は、重層的支援体制整備事業では多機関協働事業に内包されており、実施要綱では、「相談支援包括化推進員」はみられない。
参考:重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答(令和6年3月28日) 問1(5)-1

令和5年度の実施地区全てで『支援会議』を開催し、ケースを検討

- *社会福祉法による「支援会議」を新たに設置する自治体のほか、生活困窮者自立支援法による支援会議や包括化推進会議など既存の会議体を活用している自治体も多い。
- *「支援会議」では、構成メンバーが多岐にわたり、複雑化・複合化したケースで関係機関との情報共有や支援方針、役割分担の検討が行われている。

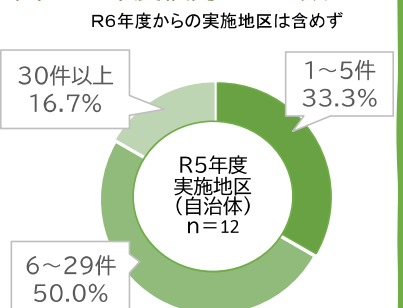
図 設置方法



ケースの主な特徴

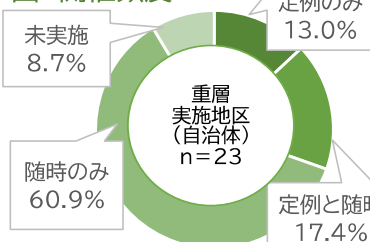
- ・多世代世帯で複数の課題が複合化
- ・引きこもりや8050問題、ニート、不登校
- ・病気や障害が疑われるが医療に繋がっていない
- ・ゴミ屋敷や近隣トラブル
- ・ヤングケアラーやダブル介護
- ・意思判断が困難、権利擁護支援

図 R5年度検討ケース数



複数の関係者がケースに関わっている

図 開催頻度



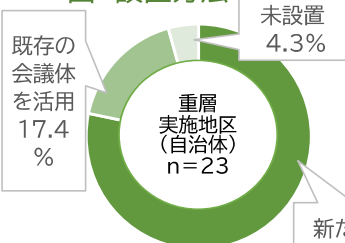
主な構成メンバー

- ・包括的相談支援事業担当窓口の職員
- ・相談支援包括化推進員
- ・課題に関連する福祉以外の分野の庁内担当者(住宅・教育・保健等)
- ・社会福祉協議会
- ・ケースに対応している地域の関係機関(民間事業所・警察・病院・学校等)
- ・民生児童委員等の地域の関係者

『重層的支援会議』では、本人を主体とした関係づくりを重視

- *「重層的支援会議」について、多くの自治体で既存の会議体の活用ではなく、新たに設置している。
- * 検討ケース数は支援会議に比べると限られているが、本人中心に主体性が発揮されるよう、形式的な「本人同意」ではなく、必要性や取組みの内容について理解できるよう、丁寧な説明がされている。(=信頼関係の構築や本人が信頼する関係者と連携して本人に説明等)

図 設置方法



支援会議と異なる主なケースの特徴・構成メンバー

- 《ケースの特徴》
 - ・外国籍
 - ・多子母子世帯
 - ・多重債務、生活困窮
- 《構成メンバー》
 - ・庁内部課長
 - ・権利擁護、虐待担当者

本人が主体的に支援プランにとり組む

図 R5年度検討ケース数

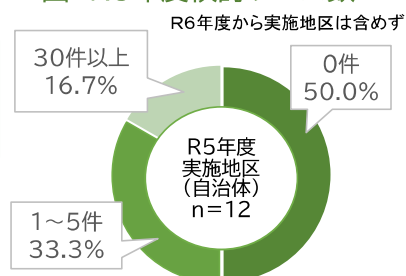
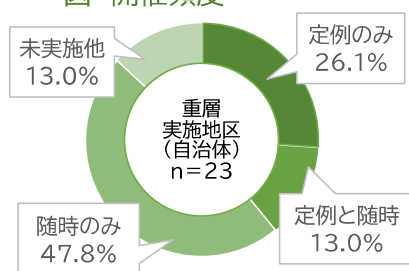


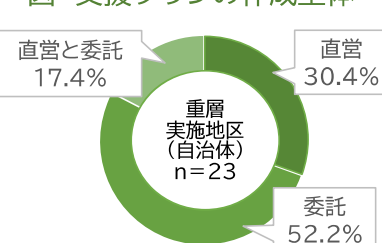
図 開催頻度



支援プラン(ケース)の特徴と本人同意

- ・支援プラン作成の有無に関わらず、支援を継続していることが多い
- ・支援の目的やゴール設定を本人も一緒に検討(本人が会議を欠席する場合は個別に説明等)
- ・支援プランの作成とケース支援が同時進行するため、プランが後追いになることもある
- ・課題の解決が支援のゴールとは限らない(本人らしい地域での暮らしを一緒に考える)
- ・本人同意の方法やタイミングを工夫している

図 支援プランの作成主体



地域福祉コーディネーターの圏域への支援にアウトリーチ事業を活用

- * 地域福祉コーディネーターによる圏域へのアウトリーチに本事業が活用されている。
- * 委託先の地域福祉コーディネーターに加え、自治体にもアウトリーチ専門員を配置したり(1市)、社協以外の法人等に委託する例もみられる(2区市)。
- * 本事業の創設を受けて、これまでの事業でアウトリーチが難しかったケースにおいても、改めてアウトリーチの実施体制を整え、試みる事が大切になる。

図 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

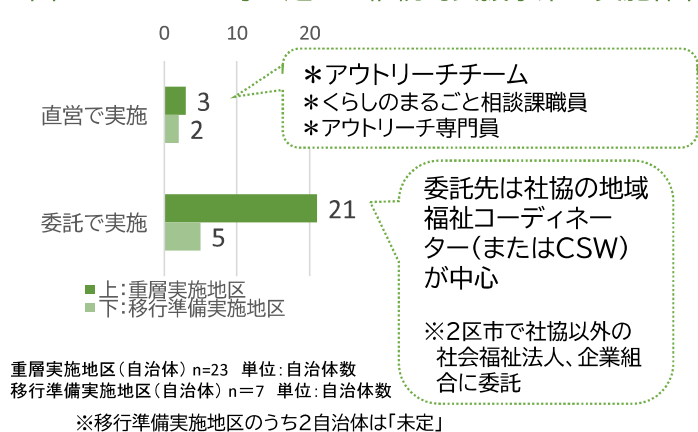


表 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業実績のカウントにおける工夫(主な回答)

- 地域福祉コーディネーターの業務記録システムでケースごとに対応内容や件数を管理
- 共通のシートを用いて集計し、他の支援につながったなどの終結の管理を日常業務の中で行っている
- 複数名で対応が必要な場合もあり、実施件数とともに訪問人数もカウントしている
- アウトリーチ専門員だけでなく地域福祉コーディネーターのアウトリーチによる継続的支援もカウントしている
- 本人、関係機関、民間の支援者等さまざまな対応先について整理して記録している
- 今までの事業ではアウトリーチが難しかったケースも積極的にアウトリーチを試みる

早期発見から関係づくり、つなぎ、継続まで4つのアウトリーチがある

- * アウトリーチによる継続的支援事業の実施時期は本人同意を得た重層的支援会議の後に限らず、ケースの発見・把握の段階から幅広く取り組まれている。
- * 地域福祉コーディネーターの実践からは、支援の段階ごとに4つの視点でのアウトリーチがある。各地域ではこの4つを組み合わせながら「発見・把握」から「継続的な関わり」まで一連のアウトリーチが展開され、それらの積み重ねは「地域づくり」にもつながっていく。

図 アウトリーチの実施時期

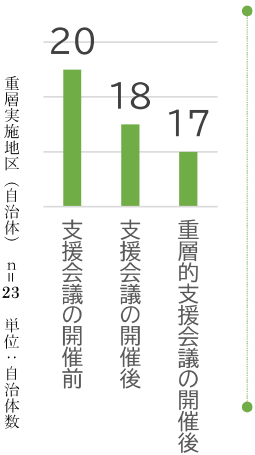
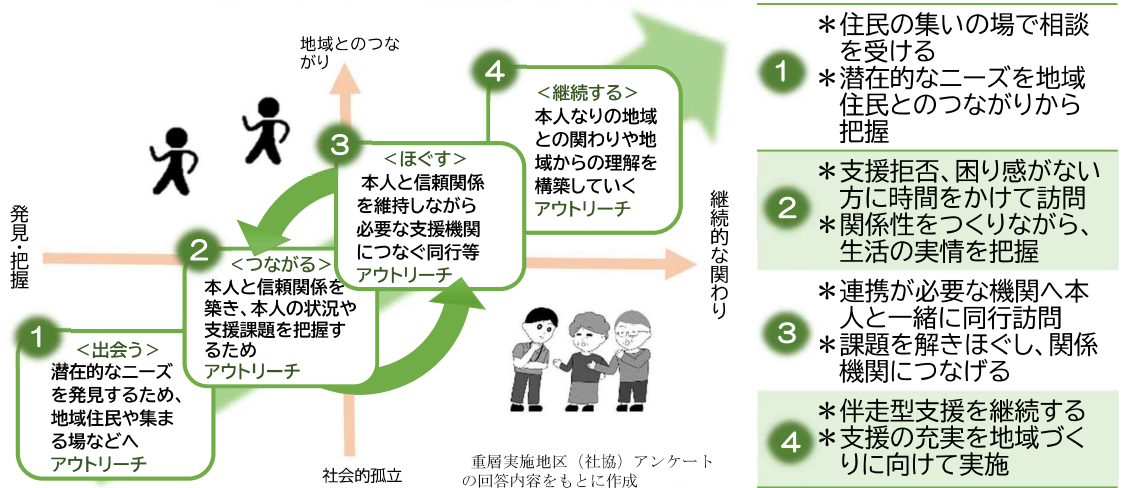


図 アウトリーチ等支援事業の具体的な展開プロセス



- * 住民の集いの場で相談を受ける
* 潜在的なニーズを地域住民とのつながりから把握
- * 支援拒否、困り感がない方に時間をかけて訪問
* 関係性をつくりながら、生活の実情を把握
- * 連携が必要な機関へ本人と一緒に同行訪問
* 課題を解きほぐし、関係機関につなげる
- * 伴走型支援を継続する
* 支援の充実を地域づくりに向けて実施

地域福祉コーディネーターの配置財源として「新たな機能」を活用

- * 重層事業実施地区の配置財源には、「アウトリーチ等継続的支援事業」「参加支援事業」の新たな機能と「生活困窮者のための地域づくり事業」が多く活用されている。
- * 地域福祉コーディネーターやCSW（以下、「地域福祉コーディネーター」）を配置している自治体全体の傾向と比べると、「生活支援体制整備事業」「生活困窮者のための地域づくり事業」の割合は変わらず、新たな機能の3事業で割合が増えている。

図 地域福祉コーディネーターの配置財源（配置自治体全体）

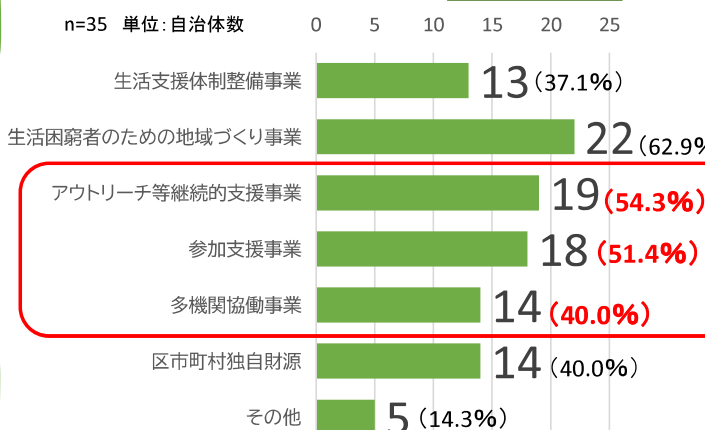
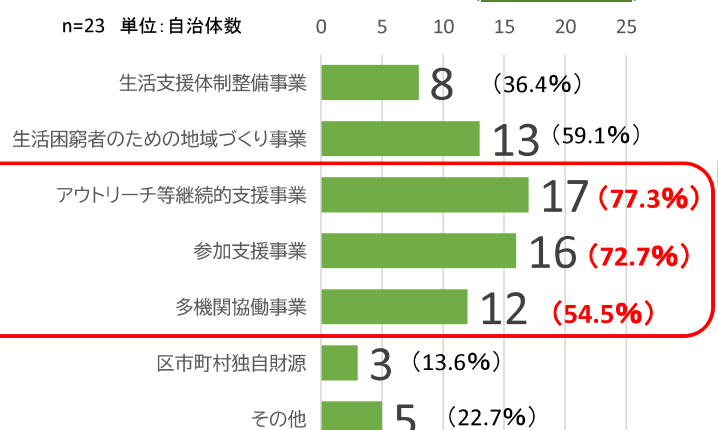


図 地域福祉コーディネーターの配置財源（重層実施地区）



実施地区の半数以上で複数の地域福祉コーディネーターを各圏域に配置

- *約7割の地区で、地域福祉コーディネーターを専任で配置している。
- *20地区が地域福祉コーディネーターの担当圏域を設定するとともに、半数以上の地区で複数名を配置している。
- *約6割の地区で、地区全体を統括する役割をもった地域福祉コーディネーターを配置している。
- *地域福祉コーディネーターの配置場所は、約7割が「1か所(社協の事務所内)」に配置され、そこから全圏域にアウトリーチ」、約3割が「地域の拠点に常駐」している。

地域福祉コーディネーター配置方法の傾向

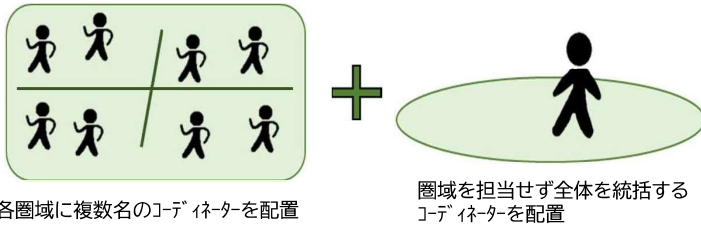


図 地域福祉コーディネーターの配置場所

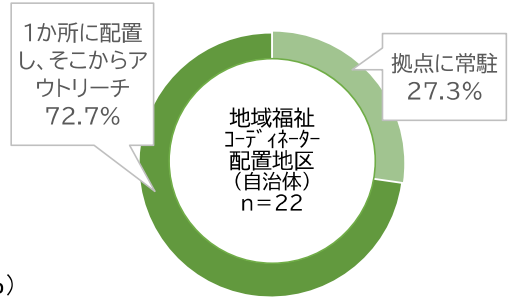
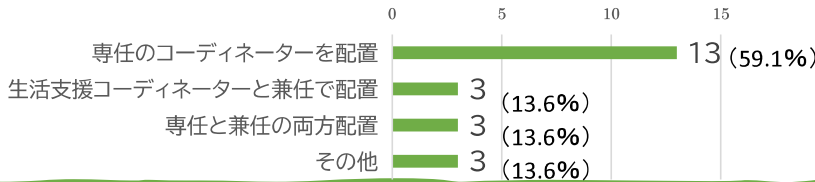


図 地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターの関係

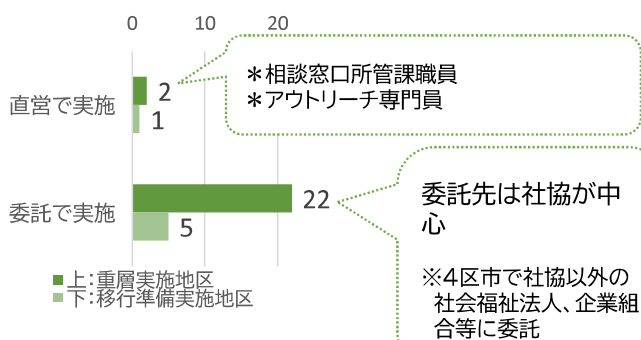


コーディネーター配置地区 n=22 単位:自治体数

支援対象者本人と世帯のニーズをとらえた参加支援

- *本人や世帯のニーズに合った支援メニューが作成され、つなぎ先の居場所等を「利用する」というだけではなく、本人の強みを活かし居場所の「運営側として」参加することもある。
- *参加や他の参加者との関係性が安定するまでの間、継続的な伴走支援やフォローが実施されている。
- *既存の社会資源がマッチしない場合には、地域の資源を活かして、新たな社会参加の場が創出されている。

図 参加支援の実施体制



重層実施地区(自治体) n=23 単位:自治体数
移行準備実施地区(自治体) n=7 単位:自治体数

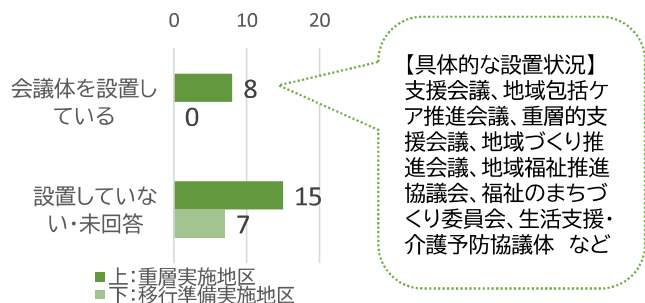
つなぎ先・活動内容(主な回答)

- 《つなぎ先》
- 居場所活動
 - 地域住民の活動やボランティア活動
 - 他団体の活動
 - 引きこもりの支援者連絡会や老人クラブ
 - 企業や社会福祉法人での活動
 - 他制度(生活困窮者就労準備・社会参加支援事業)との連携
- 《活動内容》
- 地域のボランティア活動への参加
 - 農園での作業や交流

新たな資源開発や予防に向けた具体的な取組みの展開

- * 地域づくりに向けて、地域福祉コーディネーターが「地域生活課題」に対応した新たな地域資源の開発やネットワークの構築等を通じて、住民主体による地域住民の関わりを作りながら多様な地域活動が生まれやすい環境づくりを行っている。
- * 既存の事業を活かしつつ、「支援会議」等の会議体を活用した地域づくりの推進が行われている。また、大学や民間企業、地域公益活動を実施する社会福祉法人等の関係機関と連携・協力をしながら、「地域の課題解決力の向上」や「予防」がめざされている。

図 地域づくりを進めるための推進体制



重層実施地区(自治体) n=23 単位:自治体数
移行準備実施地区(自治体) n=7 単位:自治体数
※移行準備実施地区のうち1自治体は「未回答」

地域における新たな資源開発や課題解決・予防に向けた具体的な取組み状況(主な回答)

- 地域課題のプロセスを地域住民と経験し、新たなしくみづくりを推進
- 住民主体で地域課題を考える場づくり
- 地域住民が主体的に活動できるしくみづくり
- NPO団体等が分野を超えて交流
- 大学や民間企業と連携した居場所づくり
- 社会福祉法人等の地域公益活動に地域福祉コーディネーター等が参加
- フォーマルな支援とインフォーマルな支援の組合せによる小地域福祉活動の展開
- 地域課題の理解向上のための講座や情報紙の発行
- ニーズや状態にあった選択肢を増やすための情報収集

多世代・多機能型の活動拠点は、相談から居場所まで多岐にわたる機能

- * 地域福祉コーディネーターが立ち上げや運営に関わっている拠点や居場所が果たしている機能は、属性を超えた地域住民の交流や活動の拠点、相談の場など多岐にわたっている。また、住民同士の理解や地域の課題について学び合う場の機能も期待される。
- * 拠点の開催頻度は、常設以外に週1回や月2回などさまざまで、複数の地域活動団体がその場をシェアする事例も少なくない。常設ではないことが「時間があるときに地域で活動したい」と希望する、就業する高齢者や若者にとっての生活スタイルにも合っている。

図 拠点や居場所が果たしている機能

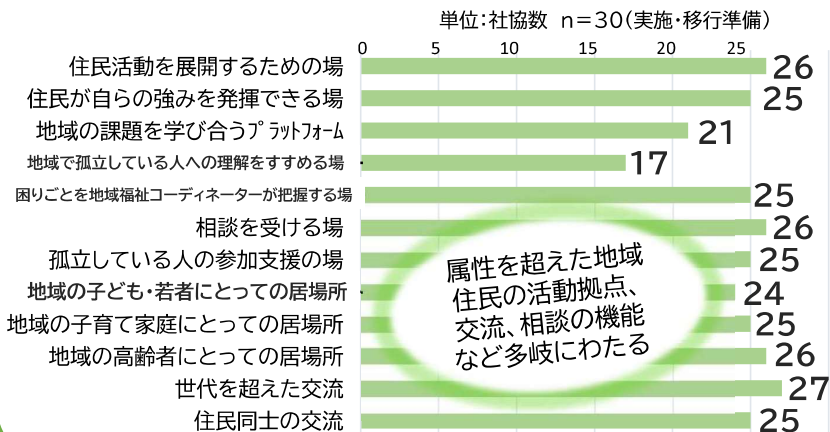
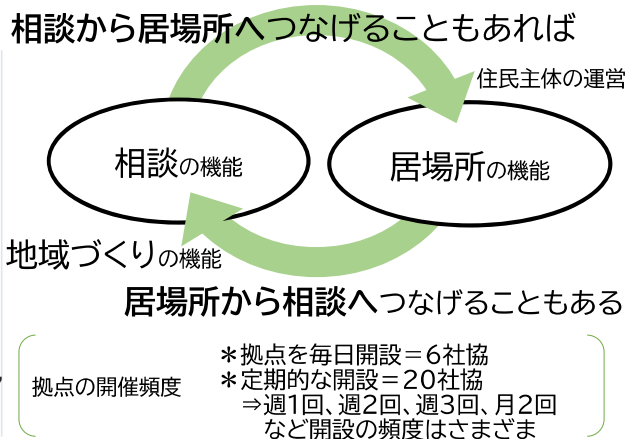


図 多世代・多機能型の活動拠点・居場所



身近な圏域にある多世代・多機能型の工夫を凝らした拠点と居場所

*実施地区では、住民にとっての身近な地域である各圏域に多世代・多機能型の活動拠点・居場所が整備されている。

*地域福祉コーディネーターが立ち上げや住民主体の運営に関わりながら、多世代交流、孤立防止、介護予防、相談、生きがいの「場」ができるとともに、単なる場所貸しではなく、インフォーマルな活動と専門職がつながる「場」としても、拠点や居場所が広がっている。

図 住民が拠点や居場所を運営している場合の地域福祉コーディネーターの関わり

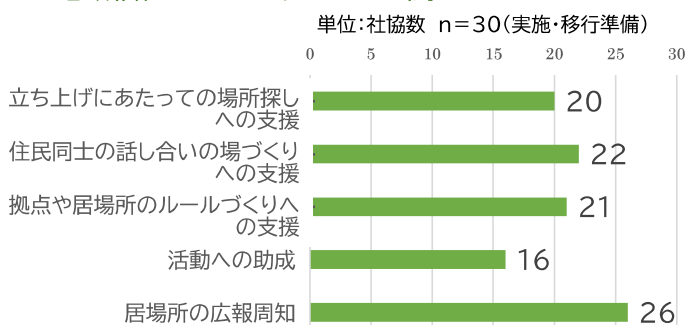


表 実施地区における活動拠点・居場所

中央区社協	築地交流スペース「ツキチカ!」、多世代交流スペース「はまるーむ」、「勝どきデイルーム」
墨田区社協	地域福祉プラットフォーム(ぶらっと)
大田区社協	だんだん子ども食堂、こぶしの家、CS西蒲田、いずみえんcaféほか
世田谷区社協	サロン等の地域支え合い活動団体、地域カフェなど独自の居場所等
渋谷区社協	渋谷区地域共生サポートセンター<結(ゆい)・しゅばや>
杉並区社協	きずなサロン、まちナカ・コミュニティ西荻みなみ(住民主体の多機能型拠点)
豊島区民社協	区民ひろば(小学校区に1カ所)
江戸川区社協	なごみの家
八王子市社協	はちまるファーム
立川市社協	地域福祉アンテナショップ、サロンなど
三鷹市社協	コミュニティ・センター
青梅市社協	第1サロンひとりの手、グリーンサイドゆるっとお茶会、東6サロンいっぽ居っぽ、野上1丁目もくもく会、師岡3丁目ケセラセラ、西分サロンすみれいろ
調布市社協	月1回程度アウトリーチ先として活用
小平市社協	子ども食堂や誰でも食堂、高齢者の居場所としての高齢者交流活動支援事業、ひさこもり家族会
国分寺市社協	「坂の上のひとつ」「にわには」
国立市社協	多世代交流拠点では矢川プラスや生きづらさなどの当事者活動への運営協力
狛江市社協	「ふらっとなんぼ」「よしこさん家」「野川のえんがわこまち」「杉の子」
多摩市社協	スペース菜
稲城市社協	ふれあいセンター
西東京市社協	地域の縁側プロジェクト協力団体(28団体)、社協地域活動拠点等(7カ所)

社会福祉法人による地域公益活動の関わりはまだ半数程度

*実施地区と移行準備実施地区において、拠点や居場所づくりへの社会福祉法人による地域公益活動の関わりがある自治体は、半数程度にとどまっている。

*世代や分野を超えた参加支援の場、地域住民のつながりを広げる場の提供に加え、法人が持つ専門性や設備・機能を活かして新たな地域課題に対応するなど、地域公益活動の関わりがさらに期待される。

図 拠点や居場所への社会福祉法人の地域公益活動の関わり

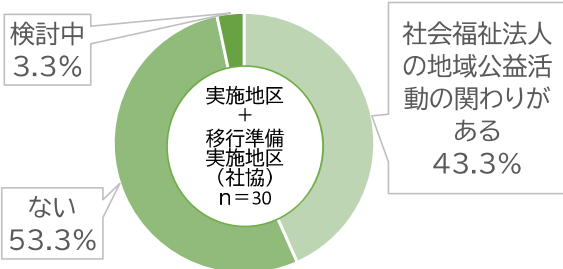


表 拠点や居場所への社会福祉法人の地域公益活動の関わり(主な回答)

墨田区社協	住民向けの健康推進講座などの実施
目黒区社協	地域住民の活動のコラボ先として社会福祉法人をマッチングしたことがある
大田区社協	施設の空きスペースを活用した地域住民が運営に関わるカフェ
世田谷区社協	活動場所の提供、協議体への参加による地域活動の企画、運営
葛飾区社協	月に1回、法人ネットワーク加入の近隣法人が福祉相談会を実施
立川市社協	打合せスペースの活用、施設での参加支援の取組み
小平市社協	子ども食堂やだれでも食堂の運営
国立市社協	拠点の運営や居場所の周知について関わりがある
文京区社協	プログラムへの助成金、コアメンバーへの参画
練馬区社協	社会福祉法人等のネットワークにより中間的就労やボランティア受入れ当の連携、居場所づくりに取り組んでいる
足立区社協	こども食堂やフードパントリー
羽村市社協	市内特養を運営する法人による子ども食堂

庁内や関係機関には研修や会議の場で説明。研修では事例検討が有効

- * 事業の理解を深めるために、さまざまな会議等で説明したり、研修を実施するといった取り組みが中心となっている。
- * 制度を説明するだけでなく、事例検討やワークショップ等を通じて具体的な事例を扱うことは、共通理解を深めるために有効と考えられる。
- * 終結したケースのふり返りを関係機関で実施する取り組みもみられる。
- * 職員向け専用ホームページや「通信」を作成して情報発信に取り組もうとする事例もある。
- * 福祉以外の関係機関向けへの周知はこれからの課題となっている。

庁内に周知するための工夫(主な回答)

<研修の実施>

- 事例検討やグループワークを通じた研修
- 共通研修として重層研修を開催
- 新任職員研修の実施
- 全職員を対象とした市民対応研修を検討

<会議体の活用>

- 総合相談窓口の開設前に庁内説明会を実施
- 庁内の包括的な地域福祉ネットワーク会議
- 庁内連携会議で各課への周知を依頼
- ケース終結後のふり返りに支援会議を開催

<情報発信>

- 庁内のグループウェア機能で情報共有
- 職員向けの情報発信(専用HP、〇〇通信など)を企画中

関係機関に周知するための工夫(主な回答)

<研修の実施>

- 相談支援包括化推進員が勉強会で講師
- 重層的支援体制推進会議にてワークショップを実施する際、福祉関係者、福祉以外の関係者へ参加を依頼

<会議体の活用>

- 保健師対象の連絡会を実施
- 民間企業との共創推進(孤独・孤立対策)
- 教育関係者、居住支援、就労支援関係者を重層的支援会議の構成員とする

<情報発信>

- パンフレット作成を企画中
- 具体例を用いることで説明を工夫

市民向けには、相談窓口や地域共生社会の意義を伝えていく

- * 市民向けには事業を説明するよりも、相談窓口そのものや地域福祉コーディネーターを中心に周知するなど、市民にわかりやすい説明の工夫に取り組んでいる。
- * 窓口を親しみやすい愛称で知ってもらうなどの工夫に努めている。
- * 民生委員や地域のインフォーマルな活動者にも知ってもらうことが大事であり、早期に支援へつながる予防の視点、参加支援や地域住民の理解から地域づくりを始めるといった視点での広報を、いかにわかりやすく行うかが重要となっている。

市民に周知するための工夫(主な回答)

<広報誌等に掲載>

- 総合相談窓口開設にあたり広報
- 総合相談窓口開設のPR動画を作成

<シンポジウム等を開催>

- 地域包括ケアシンポジウムを活用
- 市民向け説明会を開催
- 地域共生フォーラムを開催

<愛称の募集>

- 総合相談窓口の愛称を公募

<周知内容の工夫>

- 地域福祉コーディネーターを周知
- 相談窓口の周知を優先
- 町会や民生児童委員に定期的に説明



令和6年度から新たに取り組んでいること

支援会議／重層的支援会議

- ◆事業開始当初から取り組んできた「ひきこもり」に加え、重層的支援会議と支援会議を実施することとなり、より多くのケースの支援が可能となった
- ◆支援会議／重層的支援会議の本格実施

実施体制の強化

- ◆新たな部署も加えながら、相談支援の連携の仕組みづくりや不足している資源・サービスの開発に向けた検討等を行う
- ◆社協本部に1名、地域社協事務所に地区担当をフォローする地域福祉コーディネーターを5名配置
- ◆重層の取組みを拡げることを目的に、地域福祉コーディネーターの拡充を区と協議

出張相談の実施

- ◆空き家、地域活動、地区公会堂等を活用した場所に、総合相談窓口を出張で実施

参加支援事業

- ◆若者サポートセンターを参加支援事業に追加し、こども・若者を対象とした居場所を通じ、本人の状況に応じた情報提供や助言を行うことで適切な支援につなげる

環境整備・広報

- ◆参加支援のためのアセスメント用紙の開発
- ◆ケース入力ソフトの導入
- ◆事業広報の強化

新たな活動拠点の設置

- ◆新規圏域2か所(地域福祉プラットフォーム)の開設と、地域課題の解決に向けた臨時開催の地域福祉プラットフォームの実施

圏域の基盤体制整備

- ◆重層事業の中心となる「はちまるサポート」のうち一部を「基幹型」に位置づけ、担当圏域の基盤整備を進める。地域住民が日常生活において異変などに気づいた際にはちまるサポートに情報提供する「はちまるサポーター」を一部試行から全域での本格実施に移行する

連携強化

- ◆既存団体のつながりづくり。社会教育センターとの連携